

## 別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年 環境省令第28号）」第6条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、当該排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は当該排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

### (1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様を表－3.1に示す。本事業において実際に使用される船舶等は未定であり、この組み合わせにより選定する。また、使用する土運船の最大搭載量にかかわらず施工条件として1回の投入量は650m<sup>3</sup>以下となることを条件とする。

表－3.1 使用する船舶

工種	使用船舶 <sup>※2</sup>	仕様	使用台数 <sup>※1</sup>	
			パターン A	パターン B
浚渫	グラブ浚渫船	鋼 D 5.0m <sup>3</sup>	1	1
運搬・排出	底開式土運船 (+曳船)	最大積載量：650m <sup>3</sup> 積 (曳船：鋼 D 1,000PS 型)	1 1	
	グラブ浚渫船 (自積船)	最大積載量：650m <sup>3</sup> 積 グラブ容積：5.0m <sup>3</sup>		1

注) ※1. 使用台数は、想定される施工の2パターン(A、B)で使用される各船舶の台数を示す。

※2. 実際に使用する土運船等は未定である。土運船等の規格の決定は受注者の所有実態等に影響され、工事契約以降となる。よって、土運船等の規格が変更になる可能性がある。規格が大きくなることで、当該排出海域への影響が大きくなる懸念があるため、契約の制約条件として、土運船等に積載する土砂量を最大650m<sup>3</sup>に制限する計画とする。

### (2) 排出手順

- ① グラブ浚渫船により、宮崎港の浚渫範囲（別紙－1、図－1.2 参照）の海底を掘削する。浚渫する位置はGPS 測位機を用いて浚渫範囲内であることを確認・記録する。

#### 底開式土運船の場合（パターン A）

- ② グラブ浚渫船に横付けした土運船に浚渫土砂を積み込む。土運船を浚渫区域から当該排出海域にGPS 測位機により確認しながら曳船を使用して航行し停船する。
- ③ 排出は、図－3.2 のイメージに示すように、土運船の船底を開けて排出する。なお、航行中の排出は行わない。1回1台当たりの排出に要する時間は10分程度である。

#### グラブ浚渫船（自積船）の場合（パターン B）

- ② グラブ浚渫船（自積船）を浚渫区域から当該排出海域にGPS 測位機により確認しながら航行し、停船する。
- ③ 排出は、図－3.3 のイメージに示すように、グラブ浚渫船（自積船）に備え付けのグラブにより排出する。なお、航行中の排出は行わない。1回1隻当たりの排出に要する時間は

約 1 時間である。

以降、共通

- ④ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。また、排出開始時および終了時に GPS 測位機により座標値を読み取り、当該排出海域内であることを確認する。排出開始・終了位置及び排出量を、運搬・排出用船舶に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑤ 宮崎港に帰港。



図-3.1 浚渫作業状況（例）

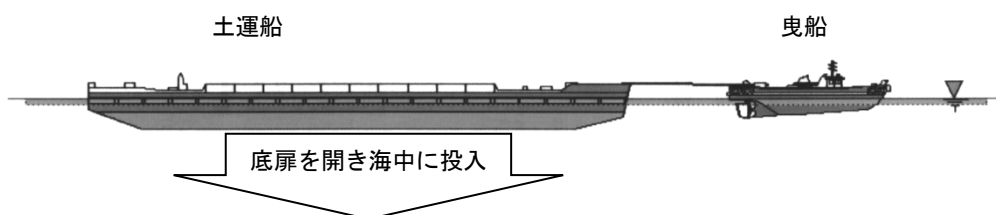


図-3.2 底開式土運船による一般水底土砂の投入方法

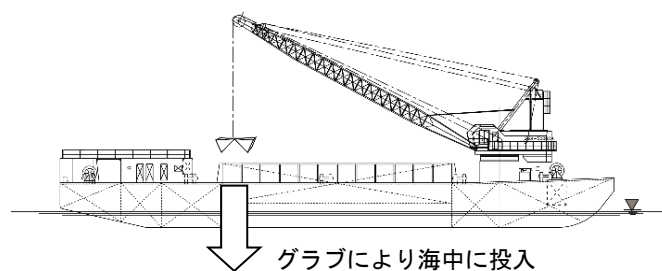


図-3.3 グラブ浚渫船（自積船）による一般水底土砂の投入方法

### (3) 排出回数（頻度）

排出の回数は、海洋投入処分量及び1回あたりの排出量から表-3.2に示したとおり、50回を計画している。

ただし、排出の回数は1回の投入量を最大としているが、土運船の規格や就業時間、気象条件及び周辺状況等による安全性の考慮により、土運船への積み込み量を減ずる場合は、排出回数は上記より増加する。

表-3.2 各年次の会投入処分量及び排出回数

	1年次	2年次	3年次	合計
海洋投入処分量 (m <sup>3</sup> )	10,000	10,000	11,624	31,624
排出回数	$10,000 \div 650 \doteq$ 16回	$10,000 \div 650 \doteq$ 16回	$11,624 \div 650 \doteq$ 18回	50回